

## 新型コロナウイルス感染症の医療費公費負担について

新型コロナウイルス感染症に関する医療費(入院勧告期間中の入院治療に関する医療費)については、標記申請により、世帯の市町村民税課税年額(所得割)の合計に応じ、無料もしくは一部自己負担となります。

申請に必要な書類は、下記のとおりですので、保健所まで提出してください。

### 自己負担額について(公費対象外については自己負担があります)

- 世帯の市町村民税課税年額(所得割)の合計が56万4千円以下 → 無料
- 世帯の市町村民税課税年額(所得割)の合計が56万4千円を超える → 2万円(上限)

### 提出書類等について

1 世帯全員が記載された**住民票** 1通

▶ 市役所もしくは町役場で発行

2 市町村民税課税証明書もしくは市町村民税**非課税証明書**  
住民票に記載のある世帯全員の分(※)

▶ 市役所もしくは町役場で発行

※「入院期間に応じて該当年度分を提出ください」

①入院期間が4月1日から6月30日まで→ 前年度分

②入院期間が7月1日から3月31日まで→ 本年度分

③入院期間が6月と7月をまたがる場合は→ 前年度分及び本年度分

※ 義務教育を受けられている16歳未満の学生等の証明書は不要

3 入院されていた方全員分の**保険証**の写し

4 **感染症患者医療費公費負担申請書**

▶伊都振興局健康福祉部(橋本保健所)のホームページからダウンロードしてご利用ください。  
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/130300/30/index.html>)  
また保健所でお渡しすることもできます。

5 **印鑑**

ご不明な点がございましたら、お問合せください。

#### 【お問合せ先】

〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927

橋本保健所 保健課 保健グループ

電話 0736-42-5440

FAX 0736-42-0886